

## 改めて 指導と評価

我が国の義務教育は、履修主義と習得主義のどちらか？

現状を見ると、特別な例がない限り、原級留め置きが見られないので、履修主義で進められている。

しかし、学校教育法施行規則第 57 条では、「各学年の課程の修了又は卒業を認めるに当たっては、児童の平素の成績を評価して、これを定めなければならない」となっており、平素の成績をもとに、つまり習得主義をとっている。従って、我々公立義務教育学校の教員は、「習得主義にたって教えるのだ」という気持ちで、丁寧に指導する必要がある。

評価に関して、学習指導要領とともに指導要録についてその改定の経緯を知り、習得主義に立った絶対評価への流れを整理する。

### ①昭和 22 年学習指導要領（試案）に伴う昭和 23 年小学校学籍簿

学習指導要領には、全教科を通じて児童生徒の生活経験の重視や社会科、家庭科、自由研究の新設が行われた。この時、まだ指導要録ではなく学籍簿という名称で、学籍簿という名称は今後研究するとした。この学籍簿では、いわゆる学科試験による点数や標語を与えたり、序列をつけたりすることは好ましくなく、児童生徒の発達や学習上の特徴をとらえることにより、それを客観的に記録し、その後の指導の基礎資料とすることが望まれた。学籍簿の記載内容として、「行動の記録」や「学習の記録」があり、5 段階相対評価と所見記載となっていた。

昭和 24 年には、中学校・高等学校において指導要録に、「平常累加的に記録した個々の生徒についての資料や知識を解釈し、その要約を記載する」こととした。また、小学校の学籍簿が児童指導要録となった。

### ②昭和 30 年指導要録改訂

改訂の趣旨は、校種間の内容の統一性を持たせ、指導および外部に対する証明等の原簿として位置づけた。また、指導要録と通知表等とは別に考えていく規定や取扱いについても示された。

学習の記録について、小中学校では、**5 段階相対評価**の評定欄と所見欄に分けていた。高等学校では、5 段階絶対評価による評定欄と個人内評価による所見欄を設けていた。また、行動の記録は、3 段階絶対評価を取り入れていた。この改訂で、当面の指導要録の様式は定まった。

### ③昭和 33・35 年学習指導要領改訂に伴う昭和 36 年指導要録改訂

学習指導要領は、戦後教育の経験主義や単元学習に偏り過ぎるという傾向があり、各教科の持つ系統性を重視し、年間最低授業時数を示し、基礎学力の充実を図った。

それに伴い、指導要録の「各教科の学習の記録」評定欄は、いわゆる**絶対評価を加味した相対評価**で 5 段階とすることとした。また、所見欄は個人内評価が求められた。

### ④昭和 43・44・45 年学習指導要領改訂に伴う昭和 46 年指導要録改訂

国民生活の向上、国際的な地位の向上と我が国の果たす役割が大きくなる中、学習指導要領では、指導内容を基本的なものに精選し、算数・数学や理科を中心に時代の進展に対応した教育内容の導入、いわゆる「教育内容の現代化」が行われた。指導要録改訂による各教科の学習の記録において、昭和 36 年改定と同じ**絶対評価を加味した 5 段階相対評価**であるが、あらかじめ各段階ごとに一定の比率を定め

て、児童生徒を機械的に割り振ることの無いように留意することを求めた。所見欄は、他の児童生徒との比較ではなく、個人内評価を求めた。また、個人内評価による特別活動の記録や学校生活全体に関わる行動及び生活の記録を３段階の絶対評価で求めている。

#### ⑤昭和５２・５３年学習指導要領改訂に伴う昭和５５年指導要録改訂

高等学校進学９割超、学校教育の知識偏重傾向により、学習指導要領は、知徳体の調和がとれた子どもの育成、基礎基本の確実な定着と創造性の育成、ゆとりと学校の実態に即した授業時数の運用等を定めた。指導要録の改訂では、**小学校３年以上では絶対評価を加味した５段階相対評価**であるが、**小学校１・２年生では３段階の絶対評価**が求められている。いずれの場合でも、**比率をを定めて人数を割り振る等の相対評価の極端な運用を戒めている**。また、特別活動の記録や行動および正確の記録においても具体的な項目に対しての個人内評価を求めている。

#### ⑥平成元年学習指導要領改訂に伴う平成３年指導要録改訂

豊かな社会と時代の急激な変化への対応できる心豊かな人間の育成を目指して学習指導要領を改訂した。その方針として、学校全体で豊かな心を持つたくましい人間の育成、個を生かす教育、自ら学ぶ意欲の高揚、国際社会に生きる日本人育成をあげた。これに基づき「新しい学力観に立つ教育」という方針で指導要録が大きく改訂された。

具体的には、学籍と指導を別様にし、それぞれ５年、２０年保存することとなった。**観点学習状況の欄を基本**とし、評定と所見を併用した。特別活動の記録及び行動の記録も状況と事実等の記録に分けた。進路に関する記録も指導過程を含めて記入し、個に関する特徴や対外的な活動の記録も記入することとなった。また、学校教育活動の一環として行事等に参加した場合、出席扱いとすることが明確になった。

#### ⑦平成１０・１１年学習指導要領改訂に伴う平成１３年指導要録改訂

「生きる力」をねらいとして、教育内容の精選、授業時数の削減、総合的な学習の時間の創設、体験や問題解決的な学習の充実、１単位時間の弾力化など多くの改革を現場にもたらしした。それに伴い、指導要録記入も大きく変わる事となった。**各教科の学習の観点別学習状況及び評定は絶対評価**となった。総合的な学習の時間については、児童生徒の学習状況で顕著なものの特徴を記載した。また、特別活動及び行動の記録は、その趣旨に照らして個人内評価により十分に満足いくものについて、総合所見及び指導上参考となる諸事項については、児童生徒の優れている点を積極的に記入することとした。

評価するにあたり、児童生徒に身に付けさせたい力を明確にし、**指導計画及び評価計画を作成**して指導することが学校及び教員に求められることとなった。

※ 生きる力…確かな学力、豊かな人間性、健康・体力

#### ⑧平成２０・２１年学習指導要領改訂に伴う平成２２年指導要録改訂

教育基本法の改正、学校教育法の改正に伴う改訂で、知識基盤社会への対応や学力調査の結果への対応が盛り込まれた。特に、生きる力の育成、思考力・判断力・表現力の育成、豊かな心や健やかな体の育成を目指す。指導要録において、**各教科の学習の記録は絶対評価**を踏襲している。また、小学校では、外国語活動の記録が加わり、総合的な学習の時間及び特別活動の記録と共に学校が定めた観点の記入し、総合的な学習の時間については学習状況の顕著なものの特徴を、特別活動については○印を記入することになった。

現在、「ねらい（課題）」と「まとめ」を示し、授業の評価規準を定めて授業を行っている。これが、上に示した、習得主義に基づく絶対評価に由来するものである。

次年度、中学校の教科書が新しくなる。各学校では、例年以上に指導計画の改善作業が行われることになるが、公教育としての義務教育の思想が根底にあることを肝に銘じて作業及び授業を行わなくてはならない。